

板橋区議会一時保育実施要綱

(平成20年2月26日 区議会議長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、板橋区議会の会議（以下「会議」という。）に関し、乳幼児を持つ傍聴を希望する者及び議長が必要と認める者に対して、会議の傍聴等を援助するための託児（以下「一時保育」という。）を行うことにより、傍聴機会等の平等化を図り、開かれた議会を実現することを目的とする。

(一時保育実施会議)

第2条 一時保育を行う会議は、本会議、委員会及び議長が必要と認める会議とする。

(一時保育対象者)

第3条 一時保育の対象者は、原則として、概ね生後4か月以上の未就学児の乳幼児を持つ親で会議の傍聴を希望する者及び議長が必要と認める者とする。

(一時保育の申込み及び人数)

第4条 一時保育を希望する者は、原則として、希望日の10日前までに、議長に申し出るものとする。

2 一時保育の定員は、4名とする。

3 一時保育の受付は、先着順とする。

(実施方法)

第5条 一時保育は、前条の規定による一時保育の申し出があったときは、教育委員会が行う「板橋区一時保育集中管理」事業（以下「集中管理」という。）に基づき、登録保育者（以下「保育者」という。）の派遣を依頼し、当該申し出をした者が希望する時間帯に、保育者の派遣が可能な場合において実施する。

2 一時保育は、予算の範囲内で実施する。

(一時保育の時間)

第6条 一時保育は、集中管理に基づき、原則として、午前9時45分から午後4時30分までの間において、3時間以内（準備及び片付け等の時間を含む。）とする。

(一時保育の配置及び人数)

第7条 保育者の人数は、集中管理に基づき、生後4か月以上2歳未満の乳幼児については2人までにつき保育者1人を、2歳以上の乳幼児については3人までにつき保育者1人を基準に、原則として、複数の保育者を配置する。

(広報)

第8条 一時保育の広報は、「区議会ホームページ」、「いたばし区議会だより」

及び「広報いたばし」により行う。

(委任)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、集中管理に定めるもののほかは、事務局長が定める。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年1月4日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年12月4日から施行する。